

(別紙1)業務概要等一覧

番号	実施場所		実施内容	実施日程及び実施回数	実施時間	搬送用車両	人員	
1	JR高松駅周辺 中央通り 美術館通り 瓦町駅周辺	別紙: 区域図1-1、1-2	禁止区域における 放置自転車等への 警告、撤去	※1  14日/月(3回/日)	10:00~18:30	2tリフト付トラック ×2	運転手1人 作業員2人 ×2	
	栗林公園駅周辺			別紙:区域図2	4日/月(1回/日) (※1の中で実施)			午前 or 午後
	2	サンポート高松地区		別紙:区域図1-1	14日/月(3回/日)			10:00~18:30
	3	JR栗林駅周辺		別紙:区域図3	4日/月(1回/日)			午前 or 午後
	4	片原町駅周辺		別紙:区域図4	2日/月(1回/日)			
	5	丸亀町G街区周辺		別紙:区域図5	4日/月(1回/日)			
6	JR端岡駅周辺	別紙:区域図6	1日/月(1回/日)					
7	禁止区域以外の公共の場 所等(合併町除く)	—	放置自転車等への 警告、撤去	自転車等駐車場の撤去作業 に合わせて実施	10:30~18:00			
	自転車等駐車場	自転車等駐車場 一覧表	自転車等駐車場の 放置自転車等の 識別、撤去等	無料施設は全体を7区域に分割 し、それぞれ毎月1回実施 (警告・撤去合わせて1回)	(警告)19:00~21:00  (撤去等)10:30~18:00			
	高松中央商店街	—	商店街クリーン作 戦における放置自 転車等の撤去	数回/年 (※1に替えて実施)	午前 or 午後			
	瀬戸内町自転車保管所等	—	自転車等の移送	数回/月	10:00~18:30			
8	錦町自転車保管所	—	撤去した自転車等 の保管、返還等	日、月、祝日及び 12月29日~1月3日以外	10:30~19:00	不要	責任者1人 管理員1人	

○各業務ごとに定める「実施日程及び実施回数」「実施時間」は当初の予定であり、状況により市と受託者が協議し、各業務間で変更することができる。

○番号1~8に定める各業務の内容は、(別紙2)業務内容一覧による。